

## ○厚木愛甲環境施設組合事務決裁規程

(平成16年4月1日  
訓令第1号)

改正 平成18年4月1日 訓令第1号 | 令和4年3月31日 訓令第1号  
平成19年4月1日 訓令第2号 | 令和5年3月30日 訓令第1号  
平成21年4月1日 訓令第2号

(趣旨)

**第1条** この規程は、別に定めるものを除くほか、管理者の決裁、管理者の権限に属する事務の専決その他の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者、管理者の職務代理人、管理者の権限の受任者及び専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、管理者の責任において常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 決定 決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- (4) 代決 決裁責任者又は前号の決定を行う者（以下「決定者」という。）が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁責任者又は決定者に代わって決裁し、又は決定することをいう。
- (5) 不在 決裁責任者又は決定者が、旅行その他の理由により、決裁又は決定ができない状態にあることをいう。
- (6) 事務局長 厚木愛甲環境施設組合職員の職の設置に関する規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第5号。以下「職規則」という。）第3条第1項に規定する事務局長をいう。
- (7) 事務局次長 職規則第3条第1項に規定する事務局次長をいう。

(決裁の順序)

**第3条** 事務は、原則として主管係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の決定を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(代決)

**第4条** 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

- 2 副管理者が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。この場合において、事務局次長も不在のときは、主管係長がその事務を代決することができる。
- 4 事務局次長が不在のときは、主管係長がその事務を代決する。ただし、支出命令に係る決裁責任者である事務局次長が不在のときは、事務局長が決裁する。

(代決の制限)

**第5条** 前条の規定による代決は、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものに限るものとする。

(代決の表示及び後関)

**第6条** 第4条の規定により代決する場合は、押印欄に押印するとともに、「代」の表示をしなければならない。

- 2 代決した事項については、定例的又は軽易なものを除き、速やかに当該事務の決裁責任者又は決定者に後関しなければならない。

(管理者の決裁事項)

**第7条** 管理者の決裁事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各執行機関の総合調整に関すること。
- (2) 権限の委任に関すること。
- (3) 別表に定める管理者の決裁区分に属する事項に関すること。
- (4) その他重要又は異例に属する事項に関すること。

(副管理者の専決事項)

**第8条** 副管理者が専決できる事項は、それぞれ別表に定める専決区分に属する事項とする。ただし、次に掲げる事項については、管理者があらかじめ指定する副管理者が専決することができる。

- (1) 別表の1庶務関係の議会の項の組合議会との連絡調整に係るもの
- (2) 別表の2人事関係に係るもの
- (3) 別表の3財務関係(その2)に係るもの

(事務局長等の専決事項)

**第9条** 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、それぞれ別表に定める専決区分に属する事項とする。

(類推による専決)

**第10条** この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務内容によ

り専決することが適當であると認められるものは、この規程に準じて専決することができる。

(専決の制限)

**第11条** 特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事項の移譲)

**第12条** 事務局長は、管理者の承認を得てその専決事項の一部を所属職員に専決させることができる。

**附 則**

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年4月1日訓令第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年4月1日訓令第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年4月1日訓令第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月31日訓令第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

**附 則** (令和5年3月30日訓令第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表 (第7条、第8条関係)

1 庶務関係

決裁(専決)区分 \\決裁(専決)事項	管理者	副管理者	事務局長	事務局次長
公 印		①公印の新調及び廃止	①公印の改刻 ②公印の管理 (所属職員に専決させること。)	①印影の刷込みの承認
文書の保管等				①文書の保管 ②文書の保存及び廃棄の承認
情報公開			①公開請求に関する決定 ②決定期間の延長 ③第三者の意見の聴取	
個人情報保護			①開示請求に関する決定 ②訂正請求、利用停止請求に関する決定 ③決定期間の延長 ④第三者の意見の聴取 ⑤苦情申出に関する決定	
証明・閲覧			①特に異例なもの及び異例なもの	①定例的なもの
出版物	①特に重要なもの	①重要なもの	①軽易なもの	

〔厚木愛甲環二二〕

五七一

訴訟、調停、和解及び審査請求	①重要なもの		①審査請求に係る補正命令、弁明書の提出その他軽易なもの ②裁判所等への出頭	
許可、認可その他の行政処分	①特に重要なもの	①重要なもの	①重要でないが異例なもの	①定例的なもの
調査、報告、進達、副申、通知、照会、回答	①特に重要なもの	①重要なもの	①重要でないが異例なもの	①定例的なもの
公 示 令 達	①条例及び規則の交付 ②告示、訓令等で重要なもの	①重要なもの	①重要でないが異例なもの	①定例的なもの ②他庁から依頼の公告掲示
要綱、規程及び基準（公示令達に係るものを除く。）			①制定改廃	
組合の共催、後援等	①共催・後援等の決定（異例なもの）		①共催・後援等の決定	
広 報	①広報活動計画の決定		①広報活動計画の調整及び立案 ②組合広報紙の発行 ③報道機関との調整 ④電波放送による放映の決定	①組合広報紙の原稿の取りまとめ ②広報資料の交換
情報化に関する計画	①情報化に関する計画の決定		①情報化に関する計画の調整及び立案	①情報化に関する計画の調査

陳情要望等	①陳情、要望等の回答 (特に重要なもの)		①陳情、要望等の調整及び回答 (軽易なもの)	①陳情、要望等の事案の処理
総合計画	①組合運営方針の決定		①組合運営方針の調整及び立案	①組合運営方針の調査
組合諸計画	①計画の決定		①計画立案の調整及び計画の立案	①計画の基礎調査
任用、退職	①全職員 (会計年度任用職員を除く。) ②執行機関の委員		①会計年度任用職員	
配置	①全職員 (会計年度任用職員を除く。)		①会計年度任用職員	
職員定数管理	①職員定数の決定 ②職員定数管理方針の決定			
事務分掌	①事務分掌の決定		①事務分掌の調整	①事務分掌の調査
例規	①制定改廃		①例規の解釈 ②例規集の発行	①例規の審査 ②例規集の編集、加除整理及び貸与
議会	①組合議会の招集 ②提出議案の決定	①組合議会との連絡調整	①提出議案の調整及び編成 ②請求資料の調整	①組合議会議案の収集及び連絡

監 査 委 員			①監査委員との 連絡調整	
工 事 請 負	①予定価格 (設計額3 億円以上) の決定 ②設計額 300万円以 上の入札参 加者の指名 選定	①予定価格 (設計額1 億5千万円 以上)の決 定	①予定価格(設 計額1千万円以 上)の決定 ②設計額300万 円未満の入札参 加者の指名選定 ③部分払金の決 定	① 予 定 価 格 (設計額1千 万円未満)の 決定 ②入札者の指 名通知 ③落札者の決 定 ④入札期日延 期等の決定 ⑤工期のみの 変更、契約の 履行に係る諸 届の受理 ⑥入札経過調 書 ⑦前払金の決 定
業 務 委 託	①設計額 300万円以 上の入札参 加者の指名 選定	①予定価格 (設計額 2,000万円 以上)の決 定	①予定価格(設 計額500万円以 上)の決定 ②設計額300万 円未満の入札参 加者の指名選定 ③部分払金の決 定	① 予 定 価 格 (設計額500 万円未満)の 決定 ②入札者の指 名通知 ③落札者の決 定 ④入札期日延 期等の決定 ⑤履行期間の みの変更、契 約の履行に係 る諸届の受理 ⑥入札経過調 書

				⑦前払金の決定
物 品		①予定価格 (購入額 2,000万円 以上)の決定	①予定価格(購入額2,000万円未満)の決定 ②購入額500万円以上の入札参加者の指名選定 ③不要物品の処分	① 予 定 価 格 (購入額300 万円未満)の 決定 ② 購入額500 万円未満の入 札参加者の指 名選定 ③ 入札経過調 書 ④ 落札者の決 定 ⑤ 納期のみの変 更
工 事 検 査 等			①工事等の検査 調書 ②工事検査報告 書 ③検査員の指名 ④技術改善計画 の策定 ⑤技術指導の実 施	①検査時の補 修改造等の指 示(検査員に 専決させるこ と。) ②検査補助員 の指名 ③工食用資材 の検収 ④工事の安全 指導
予 算	①予算編成 方針の決定 ②予算案の 決定		①財政計画の策 定 ②財政事情の公 表 ③予算の執行管 理	
流 用			① 1 件50万円以 上	① 1 件50万円 未満
	① 1 件500	① 1 件300		① 1 件50万円

(厚木愛甲環二)

五七五

予備費の充用	万円以上	万円以上 500万円未 満		未満
決 算	①決算書等 の監査委員 付議		①決算附属資料 ②決算等の公表	
組 合 債	①組合債借 入申込み	①一時借入 金借用	①起債計画書の 提出(変更計画 を含む。) ②起債許可申請 ③縁故債借入条 件の決定	①組合債現況 報告 ②元利償還
指 定 金 融 機 関	①指定金融 機関の指定			
車 両 管 理			①安全運転運行 管理 ②損害保険加入 の決定	①保険金の請 求 ②車検の申請
組 合 財 産	①普通財産 の処分又は 貸付け(特 に重要なも の) ②行政財産 の使用許可 又は貸付け (特に重要 なもの)	①普通財産 の処分又は 貸付け(重 要なもの) ②行政財産 の使用許可 (重要なも の)	①普通財産の処 分又は貸付け (軽易なもの) ②組合財産管理 委託 ③債務保証 ④行政財産の使 用許可(軽易な もの)	①財産台帳の 管理 ②組合財産の 登記申請 ③組合財産の 境界査定 ④組合財産の 保険加入の決 定・更新

〔厚木愛甲環二一〕

五七六

2 人事関係

決裁(専決)区分 ＼決裁(専決)事項		管理者	副管理者	事務局長	事務局次長
服	年次休暇		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員
	療養休暇		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員
	特別休暇		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員
	欠勤		①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員
勤務命令			①事務局長	①事務局次長	①係長以下全職員
出勤簿等の整理					①全職員
務	管内	①副管理者	①事務局長及び会計管理者	①事務局次長	①係長以下全職員
	管外	①副管理者 ②事務局長及び会計管理者	①事務局次長の宿泊を要するもの	①事務局次長(宿泊を要するものを除く。)	①係長以下全職員
	国外	①全職員			
	職務専念義務免除			①事務局長	①事務局次長以下全職員

(注) サービスの項中「係長」とあるのは、専任主幹、主幹、副主幹及び主査を含むものとする。

〔厚木愛甲環二二〕

五七七

3 財務関係 (その1)

決裁 (専決) 区分 ＼決裁 (専決) 事項	管理者	副管理者	事務局長	事務局次長
調定・徴収・督促				～
減 免			①異例なもの	①一般的なもの
滞納処分、滞納処分の執行停止及び不納欠損処分		①不能欠損処分	①滞納処分及び滞納処分の執行停止	①差押の解除
国庫支出金 (国庫補助事業) の要望、申請書	①3,000万円以上の要望及び申請 ②3,000万円以上の変更及び辞退届	①3,000万円未満の要望及び申請 ②3,000万円未満の変更及び辞退届 ③返還命令書の処理	①1,000万円未満の要望及び申請 ②1,000万円未満の変更及び辞退届 ③内定及び確定通知 ④実績報告書	①資料の提出 ②着手完成及び中間進捗状況報告

(注) 「～」は、金額の制限のないものを示す

〔厚木愛甲環二〕

五七八

3 財務関係(その2)

決裁(専決)区分 ＼決裁(専決)事項		管理者	副管理者	事務局長	事務局次長	
支	1 報酬	全細節			専決	
	2 給料	全細節			専決	
	3 職員手当等	全細節			専決	
	4 共済費	全細節			専決	
	5 災害補償費	全細節			専決	
	6 恩給及び退職年金	全細節			専決	
出	7 賃金	全細節			専決	
	8 報償費	05謝礼(金)		50以上	50未滿	
		10謝礼(品)		300以上	300未滿	50未滿
		15委員謝礼			50以上	50未滿
		20報償(金)			50以上	50未滿
		25報償(品)		300以上	300未滿	50未滿
		30奨励金			50以上	50未滿
		35見舞金			50以上	50未滿
9 旅費	全細節	人事関係の規定による				
10 交際費	全細節				専決	
行	11 需用費	05消耗品		300以上	300未滿	50未滿
		10燃料費				専決
		15食糧費				専決
		20印刷製本費		300以上	300未滿	50未滿
		25光熱水費				専決
		30物品等修繕料		300以上	300未滿	50未滿
		35施設修繕料		300以上	300未滿	50未滿
		40賄材料費		300以上	300未滿	50未滿

〔厚木愛甲環二〕

五七九

12 役 務 費	05電話料				専決
	10郵便料				専決
	15その他通信運搬費				専決
	20保管料		300以上	300未満	50未満
	25広告料		300以上	300未満	50未満
	30手数料		300以上	300未満	50未満
	35鑑定料		300以上	300未満	50未満
	40筆耕翻訳料		300以上	300未満	50未満
	45火災保険料		300以上	300未満	50未満
	50自動車損害保険料		300以上	300未満	50未満
	55その他保険料		300以上	300未満	50未満
13 委 託 料	05施設等管理運営委託料	2,000 以上	2,000 未満	1,000 未満	300未満
	10事務作業等委託料	2,000 以上	2,000 未満	1,000 未満	300未満
	15相談業務委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	20行事関係委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	25パンフレット等作成委託料	500以上	500未満	300未満	100未満
	30システム開発委託料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	35施策事業委託料	1,000 以上	1,000 未満		
	40建設事業委託料	1,000 以上	1,000 未満		

	45維持補修委託料	1,000 以上	1,000 未満		
	50扶助事業委託料	2,000 以上	2,000 未満	1,000 未満	300未満
14使用料及び賃借料	10土地賃借料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15テレビ受信料				専決
	20通行料				専決
	25OA機器賃借料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	30その他使用料及び賃借料	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
15工事請負費	全細節	10,000以上	10,000未満	3,000 未満	500未満
16原 材 料 費	全細節				専決
17公有財産購入費	05土地購入費	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	10家屋等購入費	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15権利購入費	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	20石標購入費				専決
18備品購入費	全細節	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
19負担金、補助及び交付金	05国負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	10県負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15団体負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	20その他建設事業負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満

	25水道利用加入等負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	30一部事務組合負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	35年会費等負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	40その他負担金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	45運営費等補助金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	50建設事業補助金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	55交 付 金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	一部事務局次長専決有(細節05~40で法令等によるもの)				
20扶 助 費	05 扶 助 費 (金)				専決
	10 扶 助 費 (品)		300以上	300未満	50未満
21貸 付 金	全細節	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
22補償、補てん及び賠償金	05補償金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	10補てん金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	15賠償金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満
	20建設事業補償金	1,000 以上	1,000 未満	500未満	150未満

	23償還金、利子及び割引料	全細節				専決	
	24投資及び出資金	全細節	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満	
	25積立金	全細節	1,000以上	1,000未満	500未満	150未満	
	26寄附金	全細節	専決				
	27公課費	全細節				専決	
	28繰出金	全細節				専決	
	その他	全細節	500以上	500未満	300未満	50未満	
支出負担行為兼支出命令・支出命令	1報酬	全細節				専決	
	2給料	全細節				専決	
	3職員手当等	全細節				専決	
	4共済費	全細節				専決	
	5災害補償費	全細節				専決	
	6恩給及び退職年金	全細節				専決	
	7賃金	全細節				専決	
	8報償費	05謝礼(金)					専決
		10謝礼(品)					専決
		15委員謝礼					専決
		20報償(金)					専決
		25報償(品)					専決
		30奨励金					専決
	35見舞金					専決	
9旅費	全細節				専決		
10交際費	全細節				専決		
11需用費	05消耗品					専決	
	10燃料費					専決	

	15食糧費				専決
	20印刷製本費				専決
	25光熱水費				専決
	30物品等修繕料				専決
	35施設修繕料				専決
	40賄材料費				専決
12役 務 費	05電話料				専決
	10郵便料				専決
	15その他通信運搬費				専決
	20保管料				専決
	25広告料				専決
	30手数料				専決
	35鑑定料				専決
	40筆耕翻訳料				専決
	45火災保険料				専決
	50自動車損害保険料				専決
	55その他保険料				専決
13委 託 料	全細節			1,000 以上	1,000 未満
14使用料及び賃借料	10土地賃借料			1,000 以上	1,000 未満
	15テレビ受信料				専決
	20通行料				専決
	25その他使用料及び賃借料			1,000 以上	1,000 未満

〔厚木愛甲環二〕

五八四

15工事請負費	全細節			1,000 以上	1,000 未満
16原 材 料 費	全細節				専決
17公有財産購入費	05土地購入費			1,000 以上	1,000 未満
	10家屋等購入費			1,000 以上	1,000 未満
	15権利購入費			1,000 以上	1,000 未満
	20石標購入費				専決
18備品購入費	全細節			1,000 以上	1,000 未満
19負担金、補助及び交付金	05国負担金				専決
	10県負担金				専決
	15団体負担金				専決
	20その他建設事業負担金				専決
	25水道利用加入等負担金				専決
	30一部事務組合負担金				専決
	35年会費等負担金				専決
	40その他負担金				専決
	45運営費等補助金			1,000 以上	1,000 未満
	50建設事業補助金			1,000 以上	1,000 未満
55交付金			1,000 以上	1,000 未満	
20扶 助 費	05 扶 助 費				専決

〔厚木愛甲環二〕

五八五

	(金)				
	10 扶 助 費 (品)				専決
21貸 付 金	05貸付金				専決
	10預託金			1,000 以 上	1,000 未 満
22補償、補て ん及び賠償金	全細節	10,000以 上	10,000未 満	3,000 未 満	1,000 未 満
23償還金、利 子及び割引料	全細節				専決
24投資及び出 資金	全細節			1,000 以 上	1,000 未 満
25積 立 金	全細節			1,000 以 上	1,000 未 満
26寄 附 金	全細節			専決	
27公 課 費	全細節				専決
28繰 出 金	全細節				専決
歳入歳出外	全細節				専決

- (注) 1 金額は1件(1決裁)に係るものの額を示し、その単位は、万円とする。
- 2 予算編成時と異なるものに係る支出負担行為にあつては、金額にかかわらず、事務局長と協議するものとする。
- 3 1,000万円以上の支出負担行為にあつては、会計管理者と協議するものとする。